

つくばみらい市教育委員会告示第2号



つくばみらい市立図書館読書記録帳サービス実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月23日

つくばみらい市教育委員会



つくばみらい市立図書館読書記録帳サービス実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市立図書館読書記録帳サービス実施要綱（令和2年つくばみらい市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織を使用する手続）

第15条 電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受け取る者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して第4条及び第5条の規定に基づく申請を行う場合については、様式を別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和8年2月1日から施行する。